十日町市社会教育関係団体（利用団体）登録

令和８年４月１日

1. 社会教育関係団体（利用団体）とは

「法人であると否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行なうことを主たる目的とするもの」で、どこにもだれにも支配されず、社会教育活動をしようとする人たちが自発的に団体を作り、活動の目的や内容・方法などを会員同士で話し合い、自主的な運営を行なう団体を言います。

社会教育活動とは、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいいます。

※ 塾やカルチャーセンターのように、講師（先生）が中心になって活動を進めている団体や、学習活動を行わず、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体は社会教育関係団体ではありません。

2. 登録の要件

次の要件をすべて満たす団体が社会教育関係団体に登録できます。公民館を利用するには利用料をいただきますが、当市では社会教育関係団体として登録すると、利用料が50％減免されます。また、定期利用が可能になります。

⑴ 団体活動の本拠が市内にある団体であること。
⑵ 構成員が概ね５人以上で、その半数以上が市内に住所又は勤務場所を有すること。
⑶ 広く市民に開かれた団体で、誰でも加入できる団体であること。
⑷ １年以上の団体活動の計画のある団体であること。
⑸ 次に掲げる行為を行なわない団体であること。
　ア　営利を目的とした行為
　イ　政治、宗教活動を目的とする行為
　ウ　その他公共の利益に反する行為
⑹ 当該団体の意思を表明する代表者及び当該団体の意思を執行する組織又は機構が確立していること。
⑺ 自ら経理し、及び監査する会計機構があり、かつ、財政が確立していること。
（ただし、会費等の徴収がなく、会計事務が発生しない場合は、この要件を満たしていると認めます。）

3. 登録・申請・届出方法等

次に掲げるものを、利用する公民館へ届け出てください。（登録要件を確認する資料）

(1) 十日町市社会教育関係団体登録申請書
(2) 十日町市社会教育関係団体会員名簿
(3) 規約又は会則（初めて登録する、または昨年度から変更がある場合に提出）
(4) 活動実績又は活動計画
(5) 収支決算書又は収支予算書
(6) その他、提出を求められた必要な書類

※ (1)は２年に１度の提出です。
※ (2)～(5)は団体内でお使いになっている書類でもかまいません。
※ 次回の更新時にデータが必要な場合は、十日町市ホームページに掲載していますので活用してください。

4. 登録証の交付及び有効期間

審査の結果、登録を認定した団体には「登録証」を交付します。登録証の有効期間は、４月 1 日から翌年３月 31 日までの１年間です。なお、年の途中で登録認定された場合においては、残りの期間までとなります。

5. 登録団体情報の取り扱い

団体情報（団体名・代表者・一般電話番号の内、団体が公開可とした情報及び活動内容）については、次のとおり利用します。

(1) 入会希望などの問い合わせがあった際に情報提供するため
情報提供内容：団体名・代表者名・一般電話番号の内、団体が公開可とした情報
なお、公開可能でない情報は、別途団体側へ情報提供の可否を確認します。
(2) 利用状況の公開や社会教育関係団体の新たな会員や参加者募集、他団体との連携体制づくり、ホームページに公開するため

6. その他

(1) 申請書に記載した事項に変更(代表者の交代や連絡先の変更など)があったときや、活動を停止、または団体を解散したときは、すみやかに届け出てください。
(2) 登録認定後に、登録要件に当てはまっていないことがわかったときや、申請書に虚偽の記載があったときなどは、登録認定を取り消すことがあります。